広告

示談する前に
必ずお読み
ください。

問合せ件数 5,554 件以上　**対応実績 2,123 件以上**

※2019 年 7 月末時点

交通事故の賠償金は弁護士に依頼することで「増額」される可能性があります！

なぜ弁護士に依頼すると増額できるの？

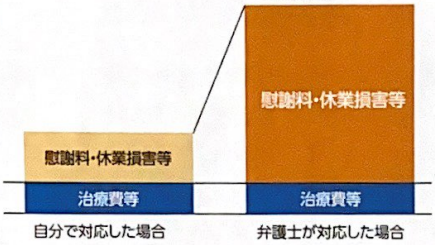

交通事故の損害賠償額の算定基準には下表のとおり3つの基準があり、賠償額は「自賠責保険基準」が一番低く、「裁判所基準」が一番高くなっています。

【保険金（損害賠償金）3つの基準】

自賠責保険基準 ＜ 任意保険基準 ＜ 裁判所基準

賠償額は高くなる

保険会社は示談の際、支払う賠償金の額をできるだけ低く抑えようと、「裁判所基準」ではなく、「任意保険基準」に従った額を提示してきます。これを知らずに同意してしまうと、本来の金額よりも大幅に少なくなってしまうこともあります。
しかし、保険会社は、弁護士が示談交渉に入ると、その後、裁判になることを想定して示談金額を上げてきます。
したがって、弁護士にご相談することで適正な賠償金を得ることができるようになります。

増額事例 1

保険会社提示額 約1,410万円 ▶ ご依頼後 約2,026万円　約616万円増額！

男性（70代）無職　ケガの内容　左脛骨骨幹部骨折など
入通院期間 約21ヵ月　後遺障害等級8級7号

増額事例 2

保険会社提示額 約189万円 ▶ ご依頼後 約268万円　約79万円増額！

女性（20代）会社員　ケガの内容　右肩骨折など
入通院期間 約6ヵ月　後遺障害なし

◆ 示談金がいくら **増額** されるかを **無料** で計算いたします ◆　手間は示談案を送るだけ！

交通事故被害 示談金の無料計算サービス

示談書にハンコを押す前に必ず!!

右記に当てはまる方は、お気軽にお問合せください。

- 保険会社から示談提示があった方
- 後遺障害等級の認定を受けられた方

※加害者の方及び物損事故についてはお受けしておりません。※示談金がいくら増額されるかは、見込み額になります。

弁護士費用特約の確認はお済みですか？

弁護士費用特約 の利用で **弁護士費用** が実質 **0円** に!!

※保険会社により、一部自己負担が必要になる場合がございます。

弁護士法人 いろは　相談無料　0120-783-849（なやみ はしきゅう）

全国対応

〒541-0041 大阪市中央区北浜3-2-25京阪淀屋橋ビル6F
TEL.06-6223-1255（代）
代表弁護士　石原 浩史〈大阪弁護士会所属〉登録番号 第45418号

いろは　検索

営業時間 9：00～18：00
休　日／土・日・祝祭日

失敗しないための

整骨院での交通事故治療の受け方

治療の流れ

① 病院で診察

事故に遭ったら、必ず病院（整形外科・外科・総合病院など）の診療を受け、診断書を発行してもらいましょう。

② 診断書の提出

診断書を警察に提出します。
診断書の提出により人身事故の扱いとなり、自賠責保険での治療が可能となります。
※例外あり

③ 整骨院での施術

予め整骨院で施術を受ける旨を加害者の保険会社に連絡し、承諾を得ておきましょう。通院の頻度や期間は、整骨院の先生や主治医と相談しながら決めましょう。

④ 治療終了

症状が改善し、後遺症の心配が無いようでしたら、治療終了となります。

整骨院と病院（整形外科）は、併用して治療を受けることができます。

整骨院での治療をめぐる、損保会社とのトラブル

通常であれば、整骨院にて治療を受けることができますが、損保会社は整骨院への通院について消極的なため、治療費などをめぐってトラブルになるケースがあります。

たとえば…
- 整骨院での治療を理由もなく否定する。
- 損保会社が通院期間や施術部位数を制限する。
- 医師の指示書（又は同意書）がないと整骨院での治療を認めない。など

このように、治療条件について
損保会社の社内規定を一方的に押し付けてくるケースが
多発しております。

トラブルを未然に防ぐためには

事故に遭われたあと、なるべく早い段階で弁護士にご相談ください。

＼弁護士が代理人となって交渉した事例／

たとえば…
- 整骨院への通院は一切認めない。➡ **整骨院への通院が可能になった。**
- 整形外科の施術同意書が無いのであれば整骨院の治療は認めない。
  ➡ **当事務所がご紹介した整形外科が施術同意書を発行し整骨院での治療が可能になった。**

治療の内容や期間、後遺障害等級認定申請や慰謝料額など、弁護士に依頼することで適切に手続きを進めることができます。 ※上記は事例になりますので、事案によっては、ご希望に添えない場合がございます。